

平成22年 2 月 12 日

個人情報保護審査会答申への対応について

神奈川県教育委員会

1 個人情報保護審査会の答申

神奈川県教育委員会は、平成22年1月20日、神奈川県個人情報保護審査会（審査会）より、卒業式、入学式の指導に関する教職員の情報について、教育委員会が行った利用不停止決定を取り消すべきである旨の答申を受けた。

この答申は、平成20年春の卒業式、入学式における国歌斉唱時に不起立であった教職員の氏名と指導の経過等を校長が一定の様式に記録し教育委員会に報告した文書（「経過説明書」）について、一部教職員から利用不停止決定に対する異議申立があったため、教育委員会が審査会に諮問していたことに対し、行われたものである。

答申によれば、「経過説明書」に記載された情報は個人情報保護条例に規定する思想信条情報に該当するとともに、教育委員会は平成20年1月17日の神奈川県個人情報保護審議会の答申後に、正当な事務等の実施のため必要と認めて取り扱うことの十分な理由を示さず、「経過説明書」の情報の取扱いを再開することを決定をした、としている。

教育委員会では、平成22年2月2日の教育委員会定例会において、今回の審査会答申についての対応を検討するとともに、今後の「経過説明書」の取扱いについて協議を行い、方針を決定した。

2 入学式、卒業式における国旗及び国歌の指導について

学校教育における国旗及び国歌に関する指導は、児童・生徒が我が国の国旗及び国歌の意義を理解し、諸外国の国旗及び国歌も含め、これらを尊重する態度を身につけることができるようにするため、学習指導要領に基づいて実施されている。

また、これからの国際社会に生きる児童・生徒に、国際社会で必要とされる基本的マナーを身につけさせることは、学校教育において重要な意義をもつものであり、指導の一層の充実が求められている。

しかしながら、一部の教職員が、国歌斉唱時に起立をしないという状況があるため、教育委員会では起立をしなかった教職員についての指導経過の報告を校長に求め、校長とともに指導に当たってきたものである。

「経過説明書」による指導経過の報告については、サービス面から教職員の行動についての報告を求めるものであり、教育委員会が校長とともに指導を行うため、氏名等を職務上の行動の情報として把握したものである。

3 答申に対する教育委員会の考え方

「経過説明書」の情報の取扱いについては、すでに、平成20年1月17日に個人情報保護審議会（審議会）の答申を受けている。

その答申では「本件の思想信条情報の取扱いが、憲法上の人権に深くかかわる特殊性が表れていると考えられるのであって、現にそうした憲法上の人権問題は、別途、訴訟上の争点ともなっている」ため、「当審議会としては、条例第6条ただし書に基づいて、思想信条情報を例外的に取り扱うとする、本件事務の正当性及び必要性を積極的に認めるという意味において、本件諮問の内容を適当とする答申を行うことはなし難い」とした上で、「上記のような理由により諮問内容を不適とする本答申を踏まえて、最終的にいかなる職権行使をするかは、実施機関である教育委員会に条例上委ねられているところと解される」とされている。

教育委員会では、こうした審議会の答申趣旨を十分に踏まえた協議を行った。

また、「別途、訴訟上の争点ともなっている」といわれた裁判においては、平成21年7月16日の横浜地方裁判所判決において「起立斉唱命令は、原告の思想及び良心の自由を侵害するものとして憲法19条に反するとはいえない」、「起立斉唱命令が発せられた場合には、これに基づき、入学式、卒業式に参列するに際し、国歌斉唱時に国旗に向かって起立し国歌を唱和する義務を負うものと解される」との判断が示された。

教育委員会では、審議会の答申の趣旨を踏まえるとともに、横浜地方裁判所判決も参考にしながら協議を行った上で、卒業式、入学式における教職員への指導上、どうしても必要があると判断して、「経過説明書」の提出を継続することとした。

教育委員会では、この方針決定をするに当たって、十分な協議を行い、教育委員会全員の一致により決定したものである。また、この方針決定については、その趣旨や理由について県議会や学校現場に対して明確な説明を行い、理解を得てきたもの

である。

また、思想信条情報に該当するとの点については、学習指導要領に基づいた指導を適切に実施するために、教職員の服務に関する情報として、客観的な事実に関する情報のみを取り扱っているものであり、思想信条情報に該当するものではないと考えている。

4 教育委員会としての結論

教育委員会では、2月2日の教育委員会定例会において協議を行い、今回の審査会答申に関し、次の2点について決定した。

- ① 教育委員会は、教職員の服務に対する指導を行うため、引き続き、「経過説明書」の報告を求める。
- ② これまでの「経過説明書」について、教育委員会は神奈川県個人情報保護条例に基づく利用停止は行わない。

教育委員会は、従来から審議会及び審査会の意見を十分に尊重した対応をしてきている。今回の審査会答申についても、情報の取扱いの理由を十分に示していないとの指摘について最新の判例も踏まえて教育委員会において検証・協議をし、結果として上記のとおり、審査会の意見とは異なる決定に至ったものである。

教育委員会としては、個々人の思想や信条は尊重されるべきであり、大切であることに十分思いをいたしながらも、教育委員会の機能、公教育を担う教職員の責務を考えると、教育に携わる立場ということを重視して、指導に必要な範囲で「経過説明書」の情報を取り扱わざるを得ないとの結論に至ったものである。

(参考)

○ 結論に至る教育委員会の協議内容（概要）

（学習指導要領の内容、国旗及び国歌に関する指導の意義）

児童・生徒に対する指導は、学習指導要領に基づいて実施する必要があるが、学習指導要領では「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」と定めている。

児童・生徒が、国旗及び国歌の意義を理解し、自国、他国の国旗及び国歌に対し、これを尊重する態度を身に付けるよう指導することは、学校教育において重要な意義を持つものとする。

（教育公務員の立場、責任）

教育委員会では、所管する県立学校において児童・生徒に対する国旗及び国歌の指導を適切に実施するための取組みを、継続的に行っている。

具体的には、教育長通知「入学式及び卒業式における国旗の掲揚及び国歌の斉唱の指導の徹底について」により、国旗及び国歌指導の意義や、指導に当たる教職員の職務内容等を明示するとともに、「国旗及び国歌の指導についての基本的な考え方」を示し、その中で児童・生徒に儀式的行事にふさわしい態度や行動を理解させる上で、その指導にあたる教職員自身は範を示すことが必要である、としている。

教職員は、児童・生徒を指導する職責を有することを厳粛に受け止めるとともに、「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」（地方公務員法第32条）という公務員の義務、立場をしっかりと自覚する必要がある。

（「経過説明書」の情報の取扱いの必要性）

教育委員会は、平成20年1月の審議会の答申で示された意見について、教育委員会事務局及び教育委員会で十分に検討し、議論した上で、教育委員全員の一致するところにより、必要と認めて取り扱っているものであり、起立しなかった教職員に対して、校長とともに指導を行うため、教育委員会が教職員の服務に対する指導を行う立場から、氏名等を当該教職員の職務上の行動の情報として把握することは必要である。

平成20年1月の審議会の答申では「憲法上の人権問題」は「別途訴訟上の争点となっている」としているが、同答申後の横浜地裁判決において、職務命令が「思想及び良心の自由を侵害するものとして憲法19条に反するとはいえない」との判断が示されたことについては審査会答申には言及がないため、平成20年1月の審議会答申を審査会がどのように踏まえたのかについては疑問がある。